

京都市の幼児教育施策と保育施策について

京都市子ども・子育て会議 幼児教育・保育部会資料

平成26年2月4日

1 幼児教育施策・保育施策について

幼稚園は、学校教育法に基づいて設置される教育機関であり、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な幼児期に、「子どもがはじめて出会う学校」として、小学校以降を見据えた生活・学びの基礎力や、「生きる力」の基礎を育んでいる。本市では、京都府の設置認可を受けた99園の私立幼稚園に約15,000人の子どもが通い、小学校入学児童のおよそ半数が私立幼稚園卒園児であり、各園においては、それぞれの教育方針に基づく、創意工夫あふれる取組が日々積極的に進められている。また、各園が「地域の子育て支援センター」として、保護者や地域の方へ子育てや幼児期の教育についての情報発信及び相談に応じるなどの子育て支援に取り組むとともに、在園児を対象とした預かり保育や満3歳になった日からの入園を可能とする幼稚園もあり、より保護者のニーズに即した幼稚園づくりが推進されている。

また、本市では、京都市の設置認可を受けた「認可保育所」をはじめ、家庭的な雰囲気の中で保育を実施する「昼間里親」や、少人数での保育を行う「小規模保育事業」など、多様な実施主体により保育が提供されており、小学校入学前児童数に占める認可保育所入所割合は42.5%（平成25年4月時点、政令市第2位）と、政令市トップクラスの水準の保育環境を提供している。

また、乳児（0歳児）保育の実施率、障害児保育や夜間保育の実施割合については、政令市トップであり、近年では保護者の就労形態の多様化にあわせて延長保育や休日保育の実施箇所についても拡大している。

さらに、保護者の就労機会の確保のため、病気の児童を保育する病児保育についても、これまで実施してきた病後児保育に加えて、医療機関併設の保育施設において平成23年10月より新たに実施している。

2 京都市における教育・保育に関する施設数等

根拠法	施設種別	説明	運営主体	施設数 (箇所)	定員 (人)	受入児童数 (人)
学校教育法	幼稚園	幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適切な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする施設	市立	16	1,860	1,009
			国立	1	140	140
			私立	99	23,805	14,434
			小計	116	25,805	15,583
児童福祉法	保育所	夫婦共働き、病気や親族の介護などで、家庭で子どもを保育できない場合、家庭に代わって保育する施設	市営	25	2,455	2,341
			民営	229	23,075	26,037
			小計	254	25,530	28,378
	昼間里親	保護者の就労等により、家庭で保育できない子どもを、経験豊かな里親が、個人の家庭等の落ち着いた雰囲気の中で保育する施設	民営	41	450	368
	グループ型小規模保育	保護者の就労等により、家庭で保育できない子どもを、賃貸住宅等において少人数の保育を実施する施設	民営	2	30	26
	保育所実施型家庭的保育		民営	2	10	7
認可外保育施設	保育所以外の保育施設であって、京都市から設置認可・委託等を受けていない施設	民営	38	-	805	

※幼稚園・保育所の施設数については、休園中のものを除く

※幼稚園については、平成25年5月時点

※認可外保育施設を除く児童福祉法に定める施設については、平成25年4月時点

※認可外保育施設は、届出対象施設のみ(25年3月末時点)

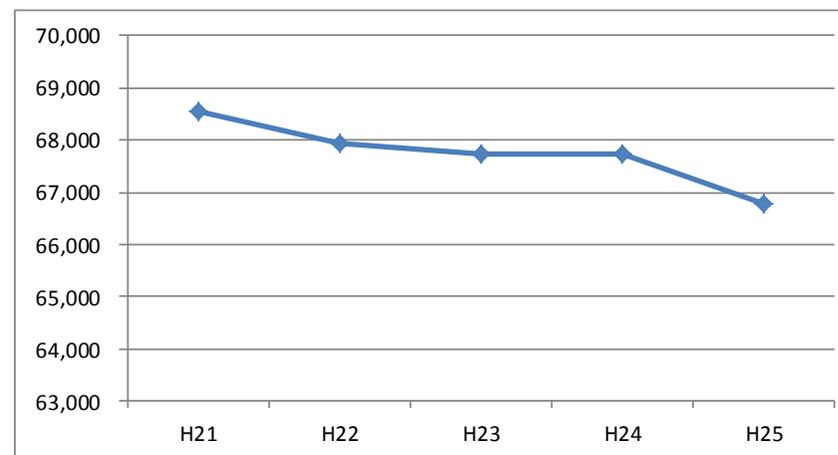
3 京都市における小学校入学前児童数及び合計特殊出生率の推移

(1) 小学校入学前児童数の推移

(単位:人/各年度4月1日現在)

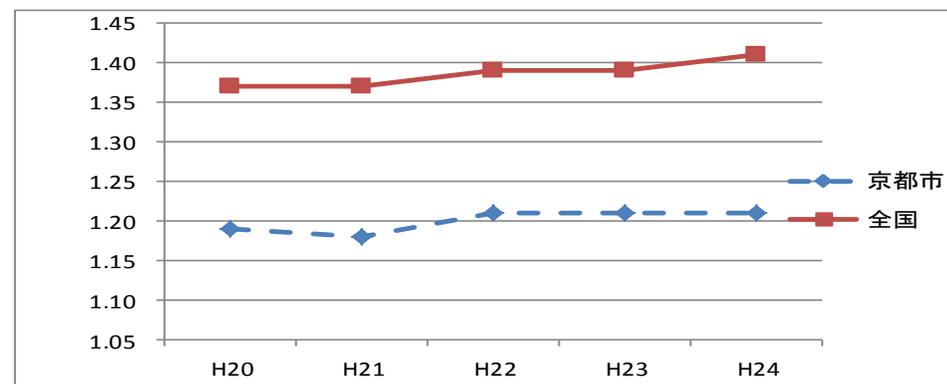
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
0歳	11,437	11,233	11,281	11,164	10,756
1歳	11,534	11,507	11,353	11,398	11,293
2歳	11,599	11,349	11,365	11,244	11,197
3歳	11,147	11,479	11,245	11,286	11,113
4歳	11,381	11,060	11,436	11,230	11,239
5歳	11,438	11,301	11,045	11,416	11,193

合計	68,536	67,929	67,725	67,738	66,791
----	--------	--------	--------	--------	--------



(2) 合計特殊出生率の推移

	H20	H21	H22	H23	H24
京都市	1.19	1.18	1.21	1.21	1.21
全国	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41

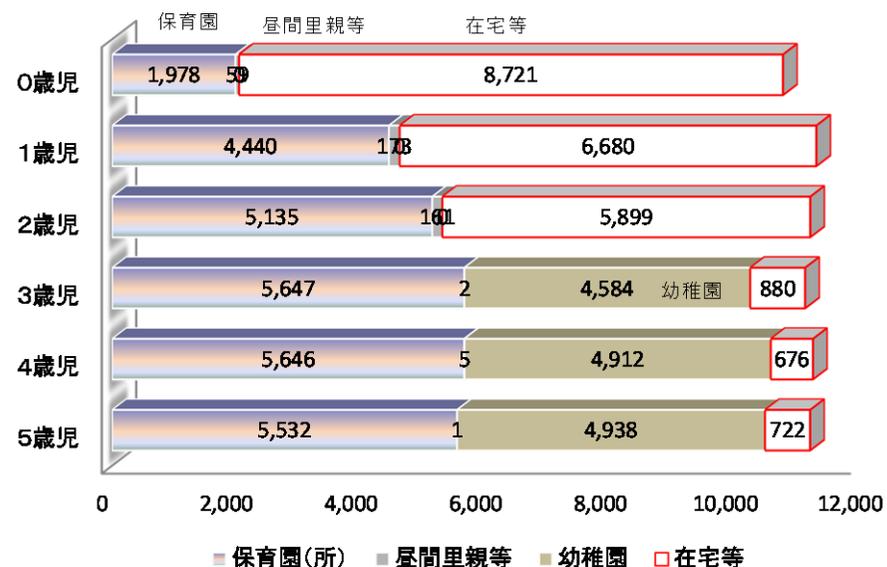


4 小学校入学前児童の居場所

平成25年4月時点の小学校入学前児童のうち、43.1%が保育園(所)等に、23.1%が幼稚園※に入園(所)している。※幼稚園の入園児童数は、平成25年5月現在

年齢別にみると、0歳児では約2割が保育園(所)等に入園(所)しており、1・2歳児では約4割前後の児童が保育園(所)等に入園(所)している。

3～5歳児では、保育園(所)等又は幼稚園に9割以上の児童が入園(所)している。



小学校入学前児童の居場所(平成25年度)

(単位:人)

	保育園(所)		昼間里親, 小規模保育		幼稚園		在宅(認可外保育施設含む)		小学校入学前児童数
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
0歳児	1,978	18.4%	59	0.5%	-	-	8,719	81.1%	10,756
1歳児	4,440	39.3%	173	1.5%	-	-	6,680	59.2%	11,293
2歳児	5,135	45.9%	161	1.4%	-	-	5,901	52.7%	11,197
3歳児	5,647	50.8%	2	0.1%	4,797	43.2%	667	6.0%	11,113
4歳児	5,646	50.2%	5	0.1%	5,294	47.1%	294	2.6%	11,239
5歳児	5,532	49.4%	1	0.1%	5,352	47.8%	308	2.8%	11,193
計	28,378	42.5%	401	0.6%	15,443	23.1%	22,569	33.8%	66,791

※保育園(所)及び昼間里親,小規模保育の入園(入室)人数は4月1日時点。

※幼稚園の入園人数は5月1日時点。

※幼稚園の入園人数は国立を除く。

5 幼稚園・保育園（所）等，入所児童数の推移

【3歳未満児】

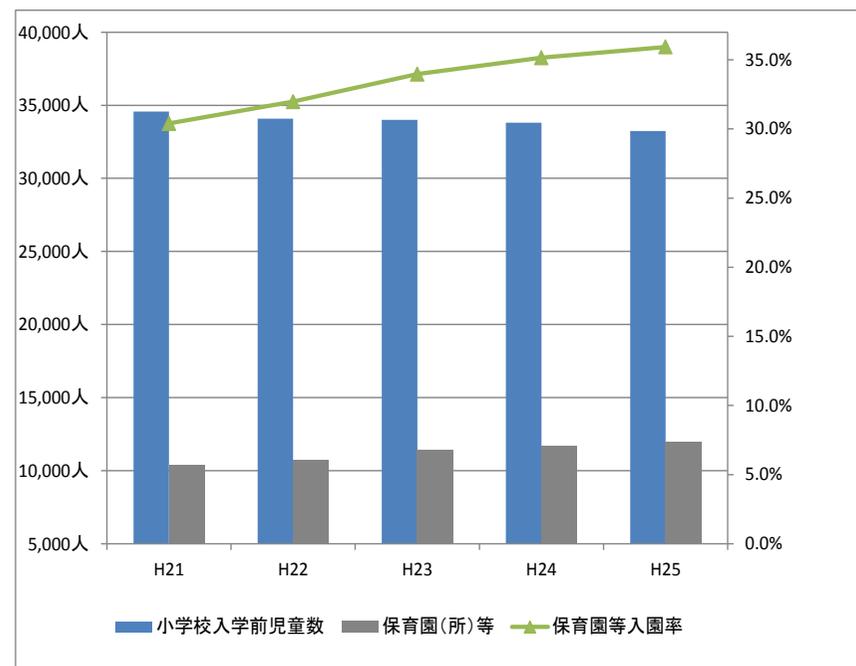
保育園（所）等を利用している3歳未満の児童数は，21年度の10,348人に対し，25年度には11,946人と約15%増加している。また，小学校入学前児童数に占める保育園（所）等利用割合についても，21年度の29.9%から25年度には35.9%に上昇している。

保育所待機児童数については，21年度の142人から，25年度には84人に減少しているが，本市の保育所待機児童の約9割は3歳未満児である（25年4月時点）。

(単位:人)

年度		H21	H22	H23	H24	H25
小学校入学前児童数(a)		34,570	34,089	33,999	33,806	33,246
入 所 児 童 数	保育園(所)	10,061	10,418	11,087	11,370	11,553
	昼間里親	287	311	282	325	360
	小規模保育	-	-	-	-	33
	保育園等計(b)	10,348	10,729	11,369	11,695	11,946
入所率(c=b/a)		29.9%	31.5%	33.4%	34.6%	35.9%
待機児童数		142	177	106	94	84

※小学校入学前児童数及び保育園(所)等は各年度4月1日現在の入所児童数。



【3歳以上児】

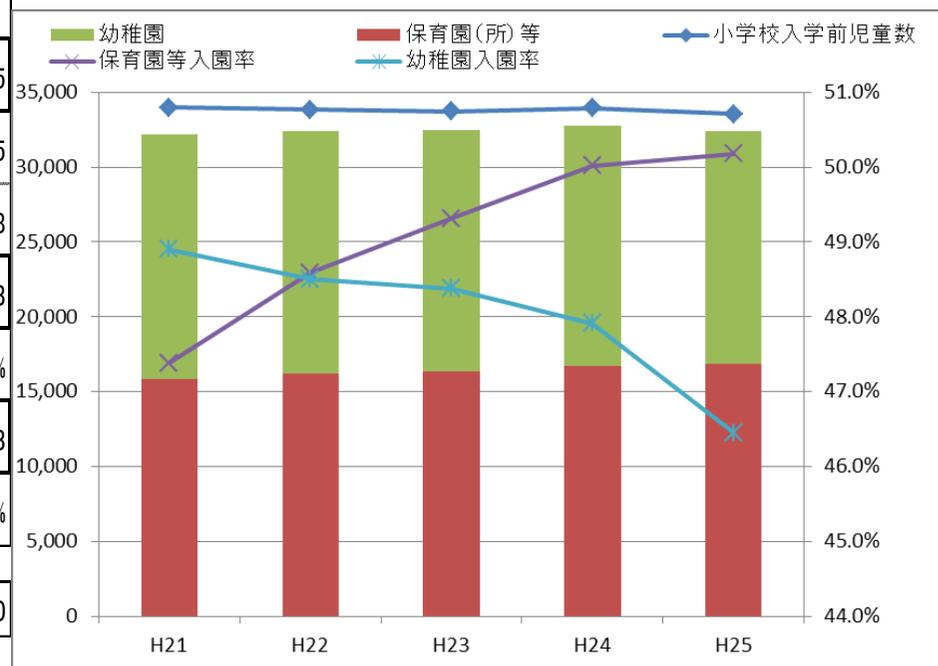
保育園（所）等を利用している3歳以上の児童数は、待機児童対策として保育所整備を進めてきたことから、21年度の15,855人に対し、25年度には16,833人と約6%増加している。また、小学校入学前児童数に占める保育園（所）等利用割合についても、21年度の46.7%から25年度には50.2%に上昇している。

幼稚園を利用している3歳以上の児童数は、21年度の16,363人に対し、25年度には15,583人と約5%減少している。また、小学校入学前児童数に占める幼稚園利用割合についても、21年度の48.2%から25年度には46.5%に減少している。

(単位:人)

年度	H21	H22	H23	H24	H25	
小学校入学前児童数(a)	33,966	33,840	33,726	33,932	33,545	
入所児童数	保育園(所)	15,850	16,195	16,377	16,717	16,825
	昼間里親	5	5	4	9	8
	保育園等計(b)	15,855	16,200	16,381	16,726	16,833
保育園等入所率(c=b/a)	46.7%	47.9%	48.6%	49.3%	50.2%	
幼稚園(d)	16,363	16,170	16,070	16,023	15,583	
幼稚園入園率(e=d/a)	48.2%	47.8%	47.6%	47.2%	46.5%	
保育所待機児童数	38	59	12	28	10	

※小学校入学前児童数及び保育園(所)等は各年度4月1日現在の入所児童数。



6 幼稚園の概要

(1) 行政区別の幼稚園数

平成26年1月現在、市内には116箇所の幼稚園があり、うち市立幼稚園17箇所（休園中1箇所を含む）、国立幼稚園1箇所、私立幼稚園99箇所と、市内幼稚園の約9割が私立幼稚園である。

【行政区別幼稚園設置状況】(平成25年5月1日現在)

(単位：箇所)

	北		上京		左京		中京		東山		山科	
	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員
公立	1	140	5	460	1	140	1	210	0	0	0	0
私立	8	1,600	8	1,490	15	2,908	4	875	4	970	10	2,665
合計	9	1,740	13	1,950	16	3,048	5	1,085	4	970	10	2,665

	下京		南		右京		西京		伏見		合計	
	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員
公立	2	160	0	0	1	70	0	0	6	820	17	2,000
私立	8	1,385	2	515	13	3,406	14	3,796	13	4,195	99	23,805
合計	10	1,545	2	515	14	3,476	14	3,796	19	5,015	116	25,805

(2) 教育時間

文部科学省が定める幼稚園教育要領において、1日の教育課程に係る教育時間は4時間を標準とすることとされている。また、教育時間の終了後等に希望者を対象に教育活動を実施する「預かり保育」についても各幼稚園の地域や保護者の実態に応じて実施されている。

【教育時間のイメージ】

～9:00	9:00～14:00	14:00～
預かり保育	正規の教育時間	預かり保育

(3) 保育料

市立幼稚園の保育料は年額132,000円、入園料は20,000円と京都市立学校保育料、入園料及び入学料徴収条例において定めている。市立幼稚園の保育料等については、園児の世帯の所得の状況に応じて減免する制度により、保護者の経済的負担の軽減を図っている。

私立幼稚園の保育料は各園で定めるものであり、京都市内の私立幼稚園では、年間の保育料等の平均は308,000円となっている。私立幼稚園の保育料等については園児の世帯の所得に応じて、幼稚園設置者を通じて保護者に補助金を交付する「私立幼稚園就園奨励費補助」により、保護者の経済的負担の軽減を図っている。

<市立幼稚園保育料・入園料減免>

対象区分	対象となる方	園児一人の減免額(年額)単位:円	
		保育料	入園料
A	幼稚園から小学校3年生までの間に2人以上の兄弟を有する3番目以降の園児がいる世帯	132,000	20,000
B	生活保護法による保護を受けている世帯等	108,000	20,000
C	当該年度の市民税非課税世帯	72,000	10,000
D	当該年度の市民税所得割額47,700円以下世帯※	48,000	—
E	当該年度の市民税所得割額58,600円以下世帯※	24,000	—
F	東日本大震災の被災者	132,000	20,000

※対象となる市民税所得割額については16歳未満の扶養親族の人数, 16歳以上19歳未満の扶養親族の人数により変わります。

※上記の市民税所得割額は16歳未満の扶養親族が2名の場合。

<私立幼稚園就園奨励費>

対象区分	対象となる方	年齢	園児一人の保育料等の補助限度額(年額)単位:円				
			【同一世帯に小学校1・2・3年生がいない場合】			【同一世帯に小学校1・2・3年生がいる場合】	
			第1子	第2子	第3子以降	第2子	第3子以降
A	生活保護法による保護を受けている世帯等	満3歳児 ～5歳児	229,200	268,000	308,000	249,000	308,000
B	当該年度の市民税非課税世帯	満3歳児 ～5歳児	199,200	253,000		226,000	
C	当該年度の市民税所得割額77,100円以下世帯※	満3歳児 ～5歳児	115,200	211,000		163,000	
D	当該年度の市民税所得割額180,600円以下世帯※	満3・3歳児	62,200	185,000		114,000	
		4歳児		188,000		120,000	
		5歳児		190,000		124,000	
E	当該年度の市民税所得割額211,200円以下世帯※	満3歳児 ～5歳児	62,200	185,000		114,000	
F	当該年度の市民税所得割額211,201円以上世帯※	満3・3歳児	25,000	72,000	35,000		
		4歳児	29,000	76,000	40,000		
		5歳児	32,000	79,000	45,000		

※対象となる市民税所得割額については16歳未満の扶養親族の人数, 16歳以上19歳未満の扶養親族の人数により変わります。

※上記の市民税所得割額は16歳未満の扶養親族が2名の場合。

(4) 設備及び運営基準

幼稚園の設備及び運営に関する基準は、学校教育法第3条の規定に基づき、幼稚園設置基準（昭和31年12月文部省令第32号）により定められている。

7 保育園（所）の概要

(1) 行政区別の保育園（所）数

平成26年1月現在、市内には255箇所の認可保育園（所）があり、うち公営保育所26箇所（休所中1箇所を含む）、民営保育園229箇所と、市内保育園（所）の約9割が民営保育園である。

【行政区別保育所設置状況】

（平成25年4月1日）

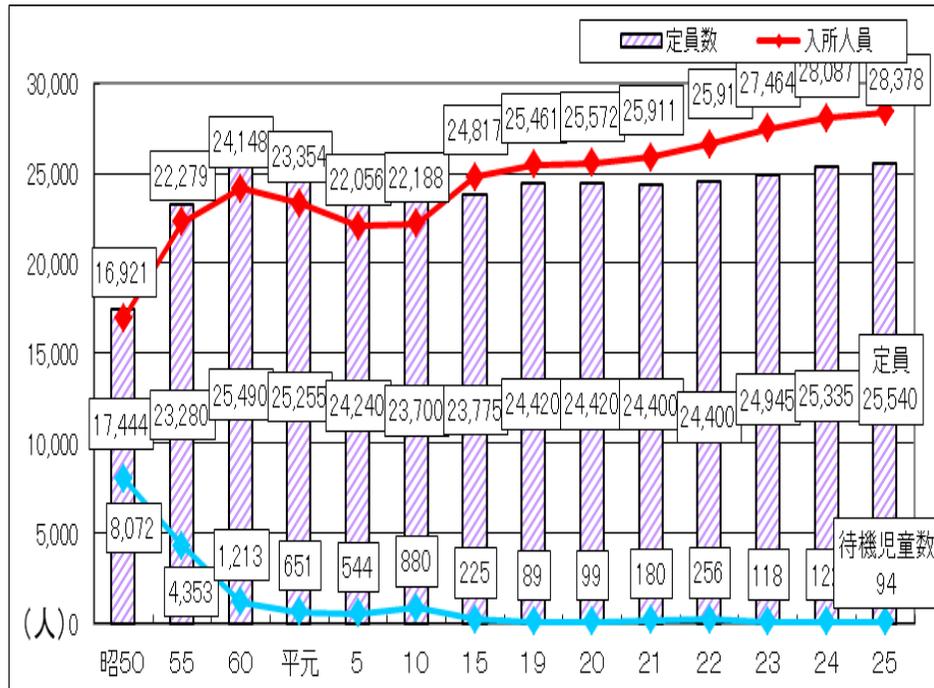
（単位：箇所）

	北		上京		左京		中京		東山		山科		下京		南	
	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員
公営	2	240	2	160	3	355	3	230	1	110	1	120	1	160	5	420
民営	18	1,880	11	1,095	25	2,075	11	1,400	8	705	19	2,460	9	830	24	1,875
合計	20	2,120	13	1,255	28	2,430	14	1,630	9	815	20	2,580	10	990	29	2,295

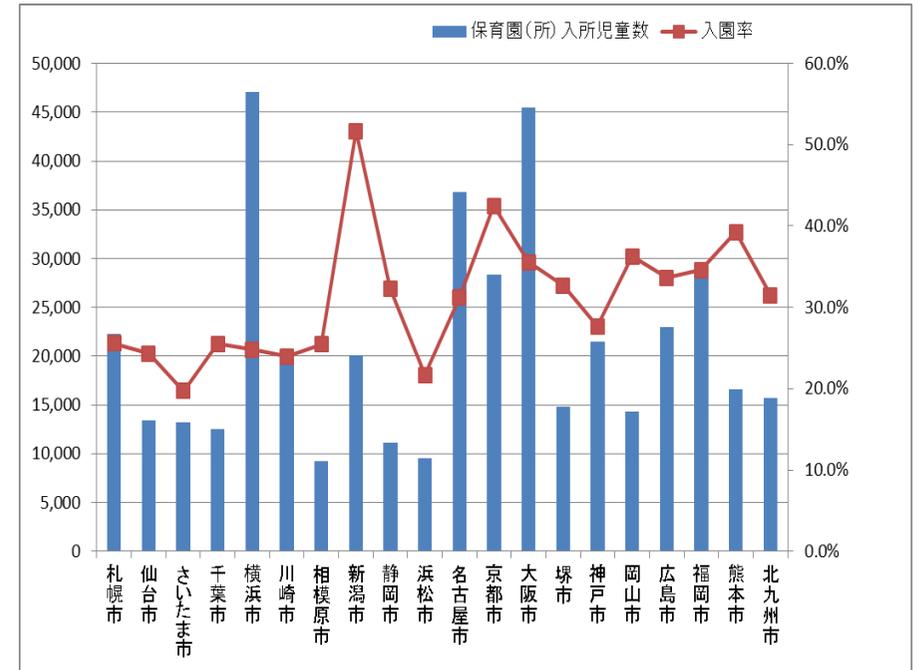
	右京		西京		洛西		伏見		深草		醍醐		合計	
	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員
公営	4	150	0	0	0	0	2	330	1	60	1	120	26	2,455
民営	29	2,765	17	1,715	8	925	28	3,105	6	640	16	1,615	229	23,085
合計	33	2,915	17	1,715	8	925	30	3,435	7	700	17	1,735	255	25,540

※ 施設数には休所中1箇所（京北）を含む。

保育園（所）入所状況等の推移



政令指定都市の保育園（所）入園状況（平成25年4月現在）



※入園率・・・小学校入学前児童に対する保育園入園児童割合

(2) 保育園（所）に入園（所）できる方

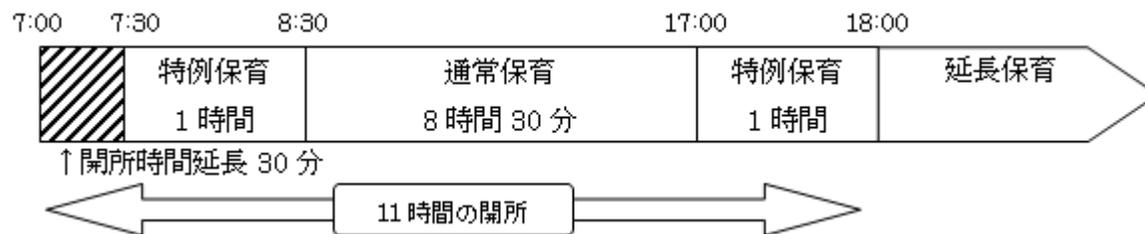
保育園（所）に入園（所）するには、次の条件を満たす必要がある。

- ①子どもと保護者が京都市内に在住
- ②保護者のいずれもが、労働、出産、疾病、介護、災害復旧などの状態にある

(3) 開所時間

(開所時間が 7:00 の場合)

本市では、通常保育を 8 時間 30 分とし、通常保育の時間を超えて保育が必要な場合は、その前後 1 時間の特例保育及び開所時間延長の時間帯に保育が受けられることとしている。また、開所時間が 11 時間を超える時間帯については、各施設の独自事業として延長保育を実施している。



※保護者の勤務時間等に応じて福祉事務所が保育時間を決定

※夜間保育所の保育時間は、午前 11 時～午後 10 時（延長保育は午前 9 時～午前 11 時）

(4) 保育料

保育所保育料は、京都市児童福祉施設措置費等徴収規則に基づき、徴収を行っている。

本市の保育料は、所得に応じて A 階層（生活保護世帯）から D 10 階層（所得税額 73 万 4 千円以上）に分類され、更に保育の時間帯や子どもの年齢により、徴収基準表に定められた月額で決定する。

また、本市では保護者負担の軽減を図るため、国の基準保育料の約 7 割（他の政令指定都市の平均水準）としている。

なお、2 人以上入所している場合には、保育料が軽減される。

京都市保育所保育料徴収基準表

[平成25年4月実施]

階層 区分	徴収区分 世帯区分	徴 収 額 (月 額 , 単 位 : 円)														
		(ア)			(イ)			(ウ)			(エ)			(オ)		
		一 般 分		2人目 の加算	一 般 分		2人目 の加算	一 般 分		2人目 の加算	一 般 分		2人目 の加算	一 般 分		2人目 の加算
		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上	
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
B	所得税及び市民税非課税	2,600	1,900	1,100	2,600	1,900	1,100	2,600	1,900	1,100	2,600	1,900	1,100	2,600	1,900	1,100
C 1	所得税非課税 市民税均等割のみ課税	4,400	3,300	1,700	4,400	3,300	1,700	4,400	3,300	1,700	4,400	3,300	1,700	4,400	3,300	1,700
C 2	所得税非課税 市民税所得割課税	7,400	5,700	3,000	7,400	5,700	3,000	7,400	5,700	3,000	7,400	5,700	3,000	7,400	5,700	3,000
D 1	所得税額 1円以上 5,000円未満	12,200	11,200	5,700	12,900	11,800	5,800	13,600	12,400	5,900	14,400	13,100	6,000	15,100	13,800	6,100
D 2	" 5,000円以上 15,000円未満	16,100	13,300	6,700	17,000	14,100	6,800	18,000	14,900	6,900	18,900	15,600	7,000	19,800	16,400	7,100
D 3	" 15,000円以上 45,000円未満	20,400	16,300	8,100	21,500	17,300	8,400	22,700	18,200	8,500	23,900	19,100	8,700	25,100	20,100	8,900
D 4	" 45,000円以上 75,000円未満	29,300	20,800	10,400	31,000	21,900	10,900	32,700	23,200	11,100	34,400	24,400	11,400	36,100	25,600	11,600
D 5	" 75,000円以上 112,500円未満	39,600	26,300	13,300	41,700	27,800	13,900	43,500	29,500	14,000	45,400	31,200	14,200	47,500	33,100	14,400
D 6	" 112,500円以上 202,500円未満	46,700	29,700	19,200	49,400	31,500	19,700	52,200	33,100	19,900	55,000	35,000	20,100	57,300	36,900	20,400
D 7	" 202,500円以上 402,500円未満	50,900	30,700	19,800	53,800	32,600	20,300	56,900	34,200	20,500	60,000	36,200	20,700	62,600	38,200	21,000
D 8	" 402,500円以上 602,500円未満	54,700	31,100	20,100	57,700	32,900	20,700	61,300	34,600	20,900	64,400	36,600	21,100	67,300	38,700	21,400
D 9	" 602,500円以上 734,000円未満	60,200	33,500	20,500	63,700	35,500	21,100	67,200	37,400	21,200	70,800	39,400	21,400	74,400	41,400	21,600
D 1 0	" 734,000円以上	72,500	40,700	25,800	76,700	43,100	26,500	80,900	45,500	26,600	85,200	47,800	26,800	89,500	50,300	27,100

保育時間帯	(ア) 夜間保育所		(イ) 夜間保育所			(ウ)			(エ)		(オ)
	午前8時30分以後	午後1時30分以後	午前8時以後 午前8時30分前	午前8時30分以後	午前11時以後 午後1時30分前	午前7時30分以後 午前8時前	午前8時以後 午前8時30分前	午前8時30分以後	午前7時30分以後 午前8時前	午前8時以後 午前8時30分前	午前7時30分以後 午前8時前
開始時刻											
終了時刻	午後5時以前	午後10時以前	午後5時以前	午後5時後 午後5時30分以前	午後10時以前	午後5時以前	午後5時後 午後5時30分以前	午後5時30分後 午後6時以前	午後5時後 午後5時30分以前	午後5時30分後 午後6時以前	午後5時30分後 午後6時以前

(5) 設備及び運営基準

本市が所管する保育園（所）の設備及び運営に関する基準は、児童福祉法第45条第1項の規定に基づき、「京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」において定めており、本市では、保育士配置基準について、国基準を上回る独自の基準としている。

○保育園（所）の保育士配置基準

区分	国基準	市基準
0歳児	3 : 1	3 : 1
1歳児	6 : 1	5 : 1
2歳児		6 : 1
3歳児	20 : 1	15 : 1
4歳児	30 : 1	20 : 1
5歳児		25 : 1

※色塗り部分が国基準を上回る

8 昼間里親制度、小規模保育事業等の概要

(1) 昼間里親制度

昼間里親制度は、京都市独自の事業として昭和25年に発足した。保護者の就労や病気など（保育園（所）と同じ条件）により、家庭で保育できない子どもを、経験豊かな里親が、個人の家庭等の落ち着いた雰囲気の中で保育する制度

- ・対象年齢 産休明けから3歳未満（一部地域においては、小学校就学前まで）
- ・保育時間 午前8時30～午後5時（必要に応じて午前7時30分から午後6時まで延長）

（単位：箇所，

行政区	北	上京	左京	中京	東山	山科	下京	南	右京	西京	洛西	伏見	深草	醍醐	計
箇所数	2	1	5	2	0	2	2	3	8	5	1	6	4	0	41
受入枠	20	5	52	18	0	18	23	36	86	65	8	69	50	0	450

（平成26年1月現在）

(2) 小規模保育事業等

小規模保育事業等は、保護者の就労や病気など（保育園（所）と同じ条件）により、家庭で保育できない子どもを、賃貸住宅等において少人数の保育を行う事業

- ・対象年齢 産休明けから3歳未満
- ・保育時間 午前8時30～午後5時（必要に応じて午前7時30分から午後6時まで延長）

（単位：箇所，人）

行政区	左京	右京	計
箇所数	2	2	4
定員枠	20	20	40

（平成26年1月現在）

9 多様な幼稚園施策

市立幼稚園及び市内私立幼稚園では、正規の保育時間終了後や長期休業期間中などにおいて在園児等を預かる「預かり保育」や、地域に開かれた幼稚園づくりの推進及び家庭や地域における子育て機能の向上をめざし、幼児・保護者同士の交流を促進する取組や教育相談などの子育て支援を実施している。

(1) 預かり保育

保護者の就労実態・生活実態等を踏まえ、通常の保育時間を超えて園児を預かる「預かり保育」を各園で実施。実施形態は各園によって異なるが、預かり保育時間は、通常保育時間の前後に計 2 時間～5 時間程度、実施日数は、通常開園日の半数以上（平日週 3 日以上）が概ねの状況である。

また、長期休業期間中にも実施されている園がある。

(2) 特別支援教育

各園で、特別な支援が必要な幼児に対するきめ細かな幼児教育を実施している。

(3) 園庭開放・子育て相談等の地域子育て支援

在園児のみならず、0 歳～5 歳までの地域子ども・保護者への支援を目的に、園庭等の施設開放や親子で楽しく遊べる取組など、親子の居場所づくりを実施するとともに、幼児期の教育に関する相談に応じたり、子育てに関する情報を提供するなどの取組を実施している。

10 多様な保育施策

本市では、多様化する保育需要に対応できるよう、保護者の就労形態や、子どもの状況に応じて、公民が一体となって、通常保育時間を超える長時間保育（特例保育・延長保育）、一時保育、休日保育、夜間保育、病児・病後児保育、障害児保育など、様々な保育施策を展開している。

(1) 長時間保育（特例保育，延長保育）

保育園（所）の通常保育時間は、午前8時30分から午後5時までだが、保護者等の就労実態及び生活実態によりやむを得ないと認められる場合は、通常保育時間の前後1時間の特例保育及び開所時間延長30分を実施している。

また、保育園（所）によっては開所時間が11時間を超える延長保育を実施している。



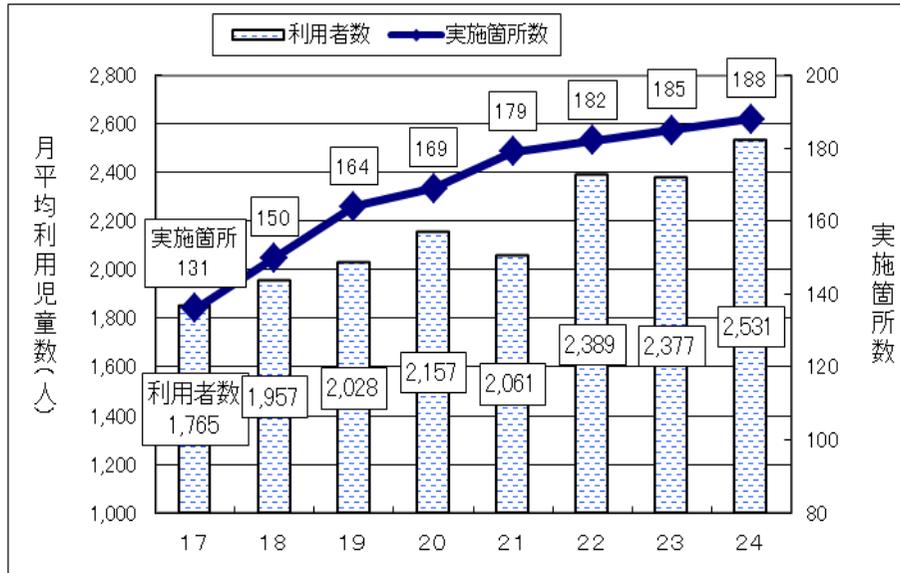
【各行政区実施状況（平成26年1月1日現在）】

（単位：箇所）

区	公 営	民 営	計	割合(実施数/箇所数)	区	公 営	民 営	計	割合(実施数/箇所数)
北	1	14	15	75.0%(15/20)	右 京	0	19	19	59.3%(19/32※)
上 京	2	9	11	84.6%(11/13)	西 京	0	14	14	82.4%(14/17)
左 京	2	18	20	71.4%(20/28)	伏 見	1	23	24	80.0%(24/30)
中 京	1	9	10	71.4%(10/14)	深 草	1	4	5	71.4%(5/7)
東 山	1	8	9	100.0%(9/9)	醍 醐	0	14	14	82.4%(14/17)
山 科	1	16	17	85.0%(17/20)	洛 西	0	5	5	62.5%(5/8)
下 京	1	6	7	70.0%(7/10)	全 市	13	179	192	75.6%(192/254)
南	2	20	22	75.9%(22/29)					

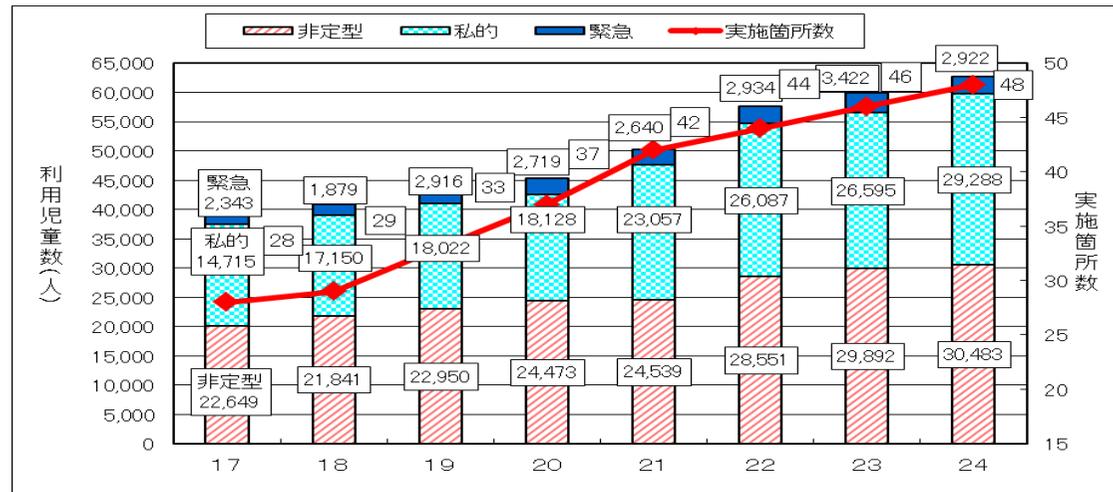
※箇所数には休所中1箇所（細野保育所・右京区）は除く。

(延長保育実施状況)



(2) 一時保育

保護者の就労形態の多様化に伴う一時的な保育，保護者の傷病などによる緊急時の保育，保護者のリフレッシュを図るための一時的な保育など，様々な保育ニーズに対応するための一時的な保育。



【各行政区実施状況（平成26年1月1日現在）】

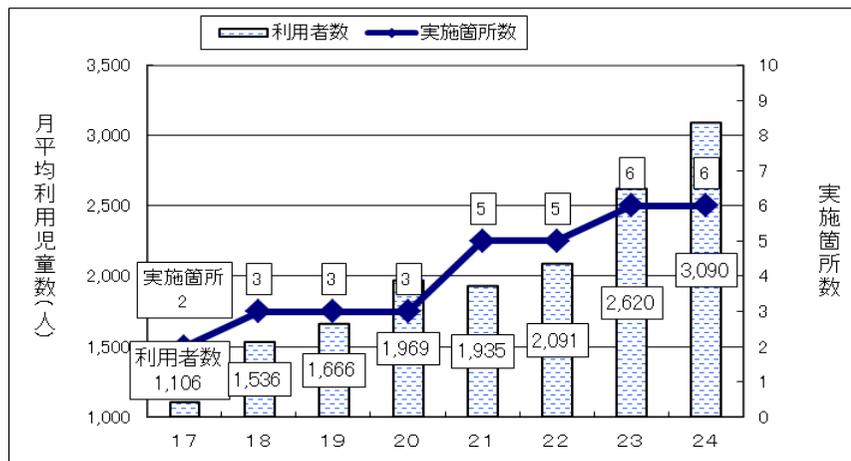
（単位：箇所）

区	公営	民営	計	割合(実施数/箇所数)	区	公営	民営	計	割合(実施数/箇所数)
北	1	3	4	20.0%(4/20)	右京	0	5	5	15.6%(5/32)
上京	1	2	3	23.1%(3/13)	西京	0	3	3	17.7%(3/17)
左京	1	4	5	17.9%(5/28)	伏見	0	5	5	16.7%(5/30)
中京	1	2	3	21.4%(3/14)	深草	0	2	2	28.6%(2/7)
東山	1	3	4	44.4%(4/9)	醍醐	0	3	3	17.6%(3/17)
山科	0	3	3	15.0%(3/20)	洛西	0	2	2	25.0%(2/8)
下京	1	2	3	30.0%(3/10)	全市	7	43	50	19.7%(50/254)
南	1	4	5	17.2%(5/29)					

※箇所数には休所中の1箇所（細野保育所・右京区）を除く。

(3) 休日保育

保護者の就労等により、日曜・祝日等において家庭で保育できない児童を預かり、保育園（所）で保育を実施。

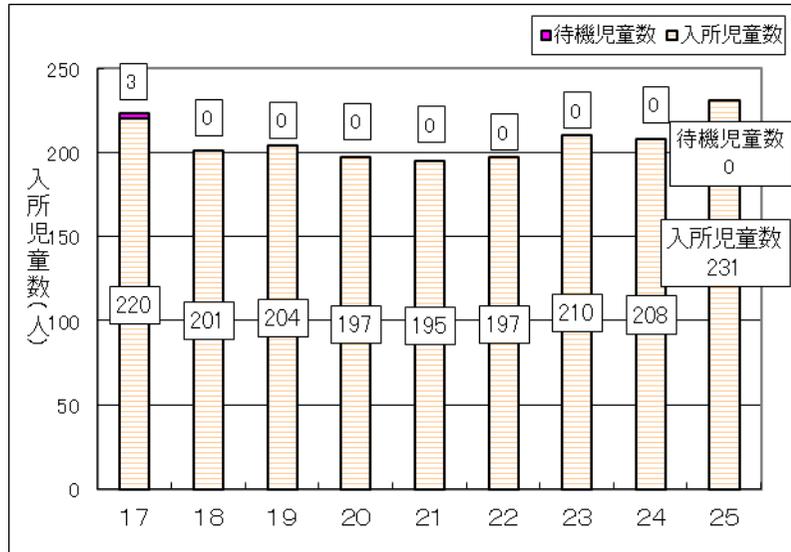


運営形態	保育園(所)	行政区
民営	上総幼児園	北
	御池保育所	中京
	大宅保育園	山科
	桂保育園	西京
	東寺保育園	南
公営	改進黨保育所	伏見

(4) 夜間保育

夜間の保育需要に対応できるよう，市内7箇所にて夜間保育所を設置している。

保育時間：午前11時～午後10時（午前9時～午前11時は延長保育として実施）



行政区	保育園 (所)
上京	第二わかば園
上京	第二せいしん幼稚園
左京	だん王夜間保育園
中京	六満こどもの家
山科	こぼと夜間保育園
南	みのり園
右京	富士夜間保育園

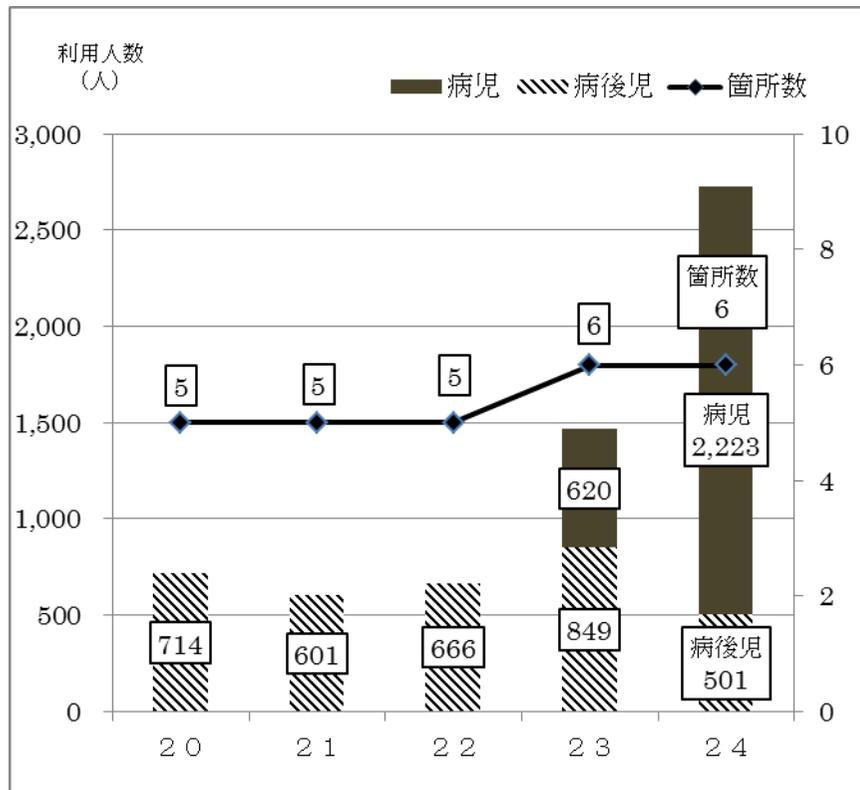
※すべて民営保育園で実施

(5) 病児・病後児保育

病氣中（病児）・病氣回復期（病後児）にある概ね10歳未満の子どもを，仕事等の都合により家庭で保育できない場合に，医療機関に付設された施設において保育するもの。

現在，市内2施設において病児保育を，4施設において病後児保育を実施している。

利用日時：毎週月～金曜日の午前8時から午後6時（一部施設は土曜日実施あり，日・祝日等休みあり）



※病児保育は平成23年度から実施

実施形態	行政区	実施機関
病児	中京	足立病院
	山科	洛和会音羽病院
病後児	北	京都博愛会病院
	中京	まつおこどもクリニック
	下京	武田病院
	伏見 (醍醐)	武田総合病院

(6) 障害児保育

肢体不自由・知的障害等の障害があり、保育園（所）の入所要件を満たす児童を保育園（所）において保育するもの。
平成24年度では、市内の認可保育園（所）253箇所のうち、212箇所で開催している。

【障害児加配の対象となる児童の入所状況（行政区別）】 (単位:人)

	全 体			公 営			民 営		
	児童数	障害児数	割合	児童数	障害児数	割合	児童数	障害児数	割合
北	2,509	118	4.70%	221	27	12.22%	2,288	91	3.98%
上京	1,492	52	3.49%	166	8	4.82%	1,326	44	3.32%
左京	2,777	88	3.17%	364	34	9.34%	2,413	54	2.24%
中京	1,828	88	4.81%	280	30	10.71%	1,548	58	3.75%
東山	1,012	23	2.27%	122	7	5.74%	890	16	1.80%
山科	3,102	78	2.51%	73	12	16.44%	3,029	66	2.18%
下京	1,017	37	3.64%	111	12	10.81%	906	25	2.76%
南	2,723	96	3.53%	445	39	8.76%	2,278	57	2.50%
右京	3,216	107	3.33%	142	14	9.86%	3,074	93	3.03%
西京	1,851	51	2.76%				1,851	51	2.76%
洛西	1,026	35	3.41%				1,026	35	3.41%
伏見	3,906	162	4.15%	345	35	10.14%	3,561	127	3.57%
深草	823	43	5.22%	75	11	14.67%	748	32	4.28%
醍醐	2,038	65	3.19%	116	19	16.38%	1,922	46	2.39%
合計	29,320	1,043	3.56%	2,460	248	10.08%	26,860	795	2.96%

(平成24年度実績)

(7) 虐待を受けた子どもの入所

虐待の疑われる児童については、近隣住民や公的機関からの通報を受け、児童相談所において対応が検討される。この中で、児童福祉法第24条第4項に基づく保育所入所申込の勧奨が適当と判断された場合、児童相談所から保護者等に対し、保育所入所申込を勧奨することとなる。

【被虐待児の状況】

	児童数	被虐待児童数	割合
公営	2,456 人	81 人	3.30%
民営	23,085 人	420 人	1.82%
合計	25,541 人	501 人	1.96%

(平成25年12月現在 児童相談所調べ)

(8) 地域の子育て支援

民営保育園、公営保育所のどちらにおいても、保育所保育指針に基づき、地域の実情や保育所の体制を踏まえ、子育て相談や園庭開放等、地域の保護者等に対する子育て支援が行われている。

また、公営保育所(16箇所)においては、専任の保育士を配置し、地域子育て支援拠点事業(*)を実施している。行政区を範囲として、各区・支所の福祉事務所及び保健センターと連携し、地域の子育て家庭のうち、養育不安の保護者や気になる子どもの支援のための家庭訪問の実施や、地域の子育てサークルの育成・支援等、多面的な支援を行っている。

* 公営保育所では、地域の子育て支援ネットワークの構築や子育てサークルの育成など、子育て家庭への支援を目的に、専任の職員を2名配置して実施

1 1 教育・保育の質の向上のための取組み

(1) 幼稚園・保育園（所）に対する市単費助成

本市では、25年度当初予算において私立幼稚園に対しては約3億円の市独自の助成を行い、保育園（所）に対しては国基準による運営費約278億円に対し、市独自の上乗せを約73億円実施しているほか、保育士等の処遇改善経費として、約5.4億円の予算を確保し、保育水準の向上に努めている。

市単費助成事業の主なものとしては、本市独自の保育士配置基準を確保するための経費や、保育園職員処遇の改善するための経費、障害児を保育するのに必要な保育士を加配するための経費、私立幼稚園において子育て相談や特別支援教育を充実させるための経費などがある。（25項～29項参照）

(2) 幼稚園職員研修

本市においては、市立幼稚園の教員に対して採用1年目研修等の年次別研修に加えて、教育課題等に応じた研修を実施しているとともに、私立幼稚園の教員に対して京都府私立幼稚園連盟及び京都市私立幼稚園協会が実施している様々な研修事業に対して支援をすることにより、教員の資質向上に取り組んでいる。

(3) 保育園（所）職員等研修

本市においては、保育園（所）等に勤務する職員（園長、保育士、栄養士・調理師等）を対象に、本市を始め、（公社）京都市保育園連盟や京都市日本保育協会、昼間里親連絡会が様々な研修を実施することにより、保育の質の向上に取り組んでいる。

また本市では、子育て支援総合センターこどもみらい館において、国公私立の幼稚園・保育所（園）の教員・保育士を対象とした専門的な指導力の向上を目指した理論・実践面での研修を実施している。

○ 市立幼稚園の運営等に係る経費の概算について

算出元データ

- ・ 財団法人地方財務協会「平成 24 年度地方交付税制度解説（単位費用篇）」
- ・ 24 年度教育費決算資料

市立幼稚園運営費等総額：7 億 31 百万円			
一般財源：3 億 84 百万円（52.5%）	市立幼稚園保育料総額 ：1 億 59 百万円（21.8%）		市事業補助 ：1 億 88 百万円 （25.7%）
	保護者負担 ：1 億 37 百万円	市補助（減免等） ：22 百万円	

○ 市内私立幼稚園の運営等に係る経費の概算について

算出元データ

- ・ 25 年度私学振興補助金予算（※京都府資料提供に基づく）
- ・ 24 年度京都市就園奨励費・教材費補助決算
- ・ 25 年度京都市各種事業系補助金予算

市内私立幼稚園運営費等総額：106 億 12 百万円				
私学振興補助金：56 億 49 百万円（53.2%）		市内私立幼稚園保育料総額 ：46 億 3 千万円（43.6%） （積算＝平均保育料（入園料含む）[30 万 7 千円] × 就園奨励費支給対象者数 [15,080 人] ※私立幼稚園に通学する市内在住園児数		市事業補助 ：3 億 33 百万円 （3.1%）
国補助 ：10 億 36 百万円	府財源 ：46 億 12 百万円	保護者負担 ：33 億 7 百万円	市補助（就園奨励費等） ：13 億 22 百万円	
			国補助 ：2 億 6 千万円	市財源 ：10 億 62 百万円

(平成25年度予算における保育園運営の財源構成)

総運営費 356億28百万円					
【臨時】 保育士等処遇 改善 5億40百万円 (1.5%)	国基準による運営費 278億25百万円 (78.1%)			運営費 市単費助成額 72億63百万円 (20.4%)	
	運営費国庫負担額 90億35百万円 (25.4%)	国基準保育料 92億99百万円 (26.1%)			運営費市法定負担額 94億91百万円 (26.6%)
		保育料 (保護者負担分) 66億43百万円 (18.6%)	保育料 (市軽減分) 26億56百万円 (7.5%)		
国・府負担 95億75百万円 (26.9%)		保護者負担 66億43百万円 (18.6%)	市負担 194億10百万円 (54.5%)		

(公民別保育所運営費の状況 (平成25年度予算))

○市営保育所 (単位：千円)

保育所総運営費				年間月平均入所人員 2,460人
4,495,224 1人当たり 152,277円/月				
国基準による運営費			市継足額	
2,373,430 1人当たり 80,401円/月				
国市義務負担分		国基準保育料		2,121,794 1人当たり 71,876円/月
1,587,165 1人当たり 53,766円/月		786,265 1人当たり 26,635円/月		
国庫負担金	市負担金	市保育料	市軽減額	1人当たり 16,089円/月
816,249 1人当たり 27,651円/月	770,916 1人当たり 26,115円/月	561,606	224,659	
国負担金	一般財源化			
103,672	712,577 (注)	1人当たり 19,028円/月	1人当たり 7,607円/月	

(注) 地方交付税等の算定において推定される理論値である。

○民間保育園 (単位：千円)

保育所総運営費				年間月平均入所人員 26,632人
31,133,242 (臨時分含む) 1人当たり 97,418円/月				
【臨時】 保育士等 処遇改善費 (民営分) 540,000 民営1人当たり 1,690円/月	国基準による運営費			市継足額 5,141,828 1人当たり 16,089円/月
	25,451,414 1人当たり 79,639円/月			
国負担額 540,000 府補助額 (*安心こども基金) (10/10) 540,000	国市義務負担分		国基準保育料	
	16,939,106 1人当たり 53,004円/月		8,512,308 1人当たり 26,635円/月	
国庫負担金	市負担金	市保育料	市軽減額	1人当たり 16,089円/月
8,218,464 1人当たり 25,716円/月	8,720,642 1人当たり 27,287円/月	6,081,179	2,431,129	
国負担金	一般財源化			
8,165,910	52,554 (注)	1人当たり 19,028円/月	1人当たり 7,607円/月	

(注) 地方交付税等の算定において推定される理論値である。

(主な市単費事業)

			(単位:千円)
	事業名	内容	25予算
幼稚園	私立幼稚園教材費補助事業及び同時在園加算補助事業	私立幼稚園に通園する保護者の保育料負担軽減を図るための経費	173,608
	京都府私立幼稚園連盟事業補助	(公社)京都府私立幼稚園連盟(155園。うち京都市内99園)が実施する研修事業のための経費	4,360
	京都市私立幼稚園協会運営事業補助	(公社)京都市私立幼稚園協会(99園)が実施する研究事業、教職員研修事業、子育て支援対策事業等の各種事業のための経費	23,000
	私立幼稚園特色ある幼稚園教育推進事業	(公社)京都市私立幼稚園協会に所属する私立幼稚園(99園)が実施する子育て相談、園庭解放他、地域に根差した幼稚園づくりを推進するための特色ある取組のための経費	89,100
	私立幼稚園特別支援教育振興事業補助	(公社)京都市私立幼稚園協会に所属する私立幼稚園(99園)における特別支援教育の充実のための経費	58,800
	私立幼稚園運営事業補助	京都市内の各私立幼稚園(99園)における教育の充実に資する事業の推進に必要な経費	158,400
保育園	民間保育所運営費市加配	本市独自に国基準を上回る保育士を配置することに対する経費 1歳児 5:1 3歳児 15:1 4歳児 20:1 5歳児 25:1	1,809,848
	民間保育園職員給与等運用事業(プール制)	民間保育園の職員処遇を改善するための経費	2,465,189
	障害児統合保育対策費	障害に見合った適切な援助を行えるよう、保育士を配置するための経費	570,567
	通勤手当助成費	国基準の通勤手当を改善するための経費	189,746
	嘱託医手当助成費	国基準の嘱託医・嘱託歯科医手当を改善するための経費	78,804
	定員弾力化対策費	定員弾力化実施園に対する保育士配置基準を改善するための経費(特例保育部分)	176,260

1 2 公営保育所の民営保育園への移管

平成22年8月から、「京都市社会福祉審議会 福祉施策のあり方検討専門分科会」において、公営保育所のあり方に係る審議を開始し、1年4箇月にわたる14回の議論等の結果、平成23年12月に「市営保育所の今後のあり方について（最終意見）」が提出された。

最終意見においては、「民間保育園における実践で十分に対応が可能である、又はより充実できると考えられる場合として、単独乳児・幼児保育所及び市南部や中心部の市営保育所の民間保育園への移管を実施していくことも検討すべきである」などの提言をいただいた。

これを踏まえて、本市では、平成24年5月に、「市営保育所の今後のあり方に関する基本方針」を策定し、単独乳児保育所3箇所及び南区の一部保育所の民営保育園への移管に取り組んでいる。

平成26年度移管対象保育所	室町乳児保育所，朱雀乳児保育所
平成27年度移管対象保育所	九条保育所，吉祥院保育所
平成28年度移管対象予定保育所	船岡乳児保育所